

フランスの港湾ストライキ等により年度内通関が困難な場合の対応について (関税割当関係)

フランス国内の商業港では、昨年 12 月より、年金制度改革に反対するストライキが行われています。在フランス日本大使館に確認したところ、港湾ストライキに関する公電は出されていませんが、1 月に入っても、「1 月 14 日から 16 日まで、ストライキが行われている。最大の貿易港であるルアーブル港では、14 日から船舶の入出港ができない状態にあり、一部の船舶はアントウェルペンやロッテルダムなど近隣の港湾に向かった。マルセイユ、ナント・サンナゼール、ボルドー、ラロシェル、ダンケルク、ルーアンでも業務が混乱している（1 月 16 日、現地紙）」との状況にあります。

この影響で、国際経済課や品目担当課に対し、関税割当てを受けた者等から、年度内通関が困難になった場合の関税割当証明書の取扱いに関する照会が来ております。つきましては、その対応を下記のとおり定めますので、御承知おきください。

記

1. 対応方針

(1) 一般関税割当ての場合

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第 3 条において、「証明書有効期間延長申請書」を有効期間満了前に農林水産大臣に提出し、農林水産大臣が特に必要があると認めた場合は、証明書の有効期間を延長できるとされています。

今回の港湾ストライキは、関税割当公表（注）に定める「自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合」に該当すると判断されることから、割当てを受けた者が有効期間の延長を希望する場合は、有効期間を延長することとします。

(2) EPA 関税割当ての場合

EPA の関税割当てでは、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 8 項において、関税割当証明書の有効期間は「年度の末日まで」と規定しており、延長することはできません。

ただし、港湾ストライキの影響により通関できない数量については、関税割当公表上の消化率計算の対象から除外することとします。

注：各品目の関税割当公表における該当条項は次のとおり。

とうもろこし（コーンスターチ用）、その他の乳製品、雑豆、落花生：第 10 の 3

とうもろこし（コーンスターチ用以外）、麦芽：第 12 の 3

上記以外の品目：第 11 の 3

※ 一般関税割当ての場合、品目ごとの国内需給等を踏まえ、財務省と農林水産省が協議の上で、品目ごとの「期間」及び「数量」を、政令で定めています。また、政令では、農林水産大臣が必要と認めるときは「期間」を変更できることとされています。

一方、EPA 関税割当ては、協定ごとに「期間」及び「数量」が定められており、農林水産大臣に裁量の余地がありません。したがって、一般関税割当ては、証明書の有効期間の延長が認められる一方、EPA 関税割当てでは、延長が認められていません。

2. 割当てを受けた者等への周知方法

当省ウェブサイト以下のとおり、3月2日（月）付で掲載します。

なお、今回の対応の直接の契機はフランスの港湾ストライキですが、それ以外の「関税割当てを受けた者の責によらない」事由の発生も考慮し、「フランスの港湾ストライキ等」として公表します。

(1) タイトル

「フランスの港湾ストライキ等により年度内通関が困難な場合の対応について」

(2) 掲載場所（3 か所）

① 関税割当てに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/index.html>

② (一般)関税割当てに関する情報（新着情報）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff.html>

③ (日 EU・EPA) 関税割当てに関する情報（新着情報）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4.html>

(3) 掲載内容

別紙のとおりとする（(2) ①には、別紙の 1 及び 2、(2) ②には別紙の 1 のみ、(2) ③には別紙の 2 のみ掲載）。

3. 品目担当課の対応

(1) 一般関税割当ての場合

割当てを受けた者等から「証明書有効期間延長申請書」等の提出があった場合、(3) の判断基準により速やかに内容を審査の上、国際経済課関税分室へ転送してください。（国際経済課は概ね 2 営業日以

内に手続きを終え、品目担当課へ有効期間延長後の証明書を交付します)

(2) EPA 関税割当ての場合

割当てを受けた者等から相談があった場合は、(3)の判断基準により審査の上、消化率計算の対象から除外するか否かを判断してください。

(3) 判断基準

- ①自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に該当すると判断されること。具体的には、フランスの港湾ストライキ、新型コロナウイルスによる物流の停滞を想定。
- ②物資を調達した又はしようとした事実があること。具体的には、証憑書類（領収書、契約書、納品書、見積書、割当対象物品に係る取引があったことを確認できる書類）の写しで確認する。

1. 一般関税割当ての場合

とうもろこし等の関税割当てに関する省令第3条において、「証明書有効期間延長申請書」を有効期間満了前に農林水産大臣に提出し、農林水産大臣が特に必要があると認めた場合は、証明書の有効期間を延長できるとしています。

今回の港湾ストライキ※は、関税割当て公表（注）に定める「自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合」に該当すると判断されることから、有効期間の延長を希望する場合は、**別記様式の「証明書有効期間延長申請書」、交付済みの証明書及び証憑書類（領収書、契約書、納品書、見積書、割当対象物品に係る取引があったことを確認できる書類）の写しを、関税割当て申請書受付の担当課へ3月19日（木）までに提出**してください。

なお、別記様式の「証明書有効期間延長申請書」の「延長の理由」には、延長の理由とともに、**輸入元、商品名、当初輸入通関予定時期、輸入予定数量を記入**していただくよう、お願いします。

注：各品目の関税割当て公表における該当条項は次のとおり。

- とうもろこし（コーンスターチ用）、その他の乳製品、雑豆、落花生：第10の3
- とうもろこし（コーンスターチ用以外）、麦芽：第12の3
- 上記以外の品目：第11の3

2. EPA 関税割当ての場合

EPAの関税割当てでは、経済連携協定に基づく関税割当て制度に関する政令第2条第8項において、関税割当て証明書の有効期間は「年度の末日まで」と規定しており、延長することはできません。

ただし、港湾ストライキ※の影響により通関できない数量については、関税割当て公表上の消化率計算の対象から除外することとしますので、除外を希望する場合は、**交付済みの証明書の返却時に証憑書類（領収書、契約書、納品書、見積書、割当対象物品に係る取引があったことを確認できる書類）の写しを併せて提出**して下さい。

※港湾ストライキ以外の事由により年度内の通関が困難となったため、同様の措置を希望される場合も、上記と同じ書類を提出してください。個別に審査させていただきます。

様式第3

根拠法規	とうもろこし等の関税割当 制度に関する省令第3条
主務官庁	農 林 水 産 省

証明書有効期間延長申請書

※受付番号

※受付年月日

申請者氏名(名称)

電話番号

申請者住所

記名押印又は署名

資 格

申請年月日

申請の明細

証 明 書 番 号	延 長 年 月 日	延 長 の 理 由
	年 月 日まで	

注1 用紙の大きさはA列4番とすること。

1 ※印のある欄には記入しないこと。